

保証プラン/保証料（1本あたり、5年分）/免責期間1年

	保証料 (1本あたり、5年分)	A インプラントの脱落・破折等の 再治療費用保証額		B パーツの破損時の 再治療費用保証額 (上部構造・アバットメント等)
		①インプラントの再埋入 治療の場合（治療には上部 構造を含みます）	②入れ歯・ブリッジ等に よる再治療の場合	交換・修復等
保証プラン1	6,000円 (年間あたり 1,200円)	10万円	4万円	2万円
保証プラン2	8,500円 (年間あたり 1,700円)	15万円	6万円	3万円
保証プラン3	10,500円 (年間あたり 2,100円)	20万円	8万円	4万円
保証プラン4	12,750円 (年間あたり 2,550円)	25万円	10万円	5万円
保証プラン5	14,750円 (年間あたり 2,950円)	30万円	12万円	6万円

【留意事項】

- ①原則として、インプラント治療を受ける全ての患者に保証を付加（登録）していただきます。
- ②事前に運営管理会社に連絡いただくことで、保証プランを変更することができます。
- ③保証額について
各プランの1本あたり保証額とは、本制度利用会員に対する給付補填の限度額をいいます。保証金請求時に再治療費を申告いただき、再治療費総額が保証限度額を超える場合、超過部分は補いません。また、限度額以下の場合には申告いただいた金額が支払保証金となります。
- ④保証金のお支払と保証の消滅について
※インプラント体の脱落、破折にともなう再治療費用（上表A）の給付後は、全ての保証が消滅します。
※インプラントの再埋入が出来ず、入れ歯やブリッジ等による再治療費用給付後も同様に全ての保証が消滅します。
※パーツの破損時の再治療（上記B 交換、修復）費用の給付は1回限りです。
※パーツの破損時の保証金給付後に、インプラント体の脱落、破折等がおき、再治療が必要になった場合、その給付保証額を差し引いた金額が保証限度額となります。
例) プラン3の場合で、上部構造の破損で4万円の保証金を給付された後に、インプラント体の脱落が発生し、再埋入の再治療が行われた場合の保証限度額は16万円（20万円－4万円）です。
- ⑤再治療終了後の保証の再設定について
インプラント体の脱落破折等にともなう同一部位への再埋入治療において、それが当初の埋入日より5年以内に行われたものに限り、当初と同プランにて再度保証期間最長10年間が設定できます。（免責期間1年間）